

12月28日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後4時4分)

2. 応招議員は次のとおりである。

2番	比嘉	嘉定	亮	3番	天久	盛雄	雄
4番	安次	富盛	信	6番	仲村	久村	春泉
7番	稲嶺	正辰	辰	8番	石田	田吉	英正
9番	安里	安明	明	10番	又吉	川	正弘
11番	石川	繁	繁	12番	大川	川	昇
13番	伊佐	森行	行	14番	大仲	村喜	永
16番	宮里	敏行	行	17番	伊佐	佐	寿
18番	中里	幸助	助	19番	武島	島	行男
20番	仲村	盛光	光	21番	古波	波藏	清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。

1番	天久	豪太郎	5番	石川	真六
15番	宮城	盛昌			

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 南町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は、次のとおりである。

市長	島	袋	全	一	助役	松	川	正	義
総務課長	奥	里	将	俊	財政課長	兵	屋	好	永
経済課長	伊	佐	友	誠	民生課長	当	山	全	喜
住民課長	仲	村	春	誠	水道課長	國	吉	真	義
建設課長	島	袋	昌	兼					

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。

局長 宮城 光雄 書記 島袋 真田

12月28日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分～午後4時4分)

2. 応招議員は次のとおりである。

2番	比嘉	定亮	3番	天久	盛雄
4番	安次	富盛	6番	仲村	春泉
7番	稲嶺	正康	8番	石田	英正
9番	安里	安明	10番	又吉	正弘
11番	石川	繁	12番	大川	昇
13番	伊佐	真壽	14番	仲村	喜永
16番	宮里	敏行	17番	伊佐	貞寿
18番	中里	幸助	19番	武島	行男
20番	仲村	盛光	21番	古波	咸清次郎

不. 不応招議員は次のとおりである。

1番	天久	豪太郎	5番	石川	真六
15番	宮城	盛昌			

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は、次のとおりである。

市長	島袋	全一	助役	松川	正義
総務課長	奥里	将俊	財政課長	呉屋	好永
経済課長	伊佐	友誠	民生課長	当山	全喜
住民課長	仲村	春信	水道課長	国百	真義
建設課長	島袋	昌兼			

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。

局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第49号, 監査委員の選任同意について

日程第2. 選挙第1号, 選挙管理委員並びに同補充員の選挙
について

日程第3. 陳情第11号, 陳情書(区画整理地域より除外方
陳情)

日程第4. 陳情第12号, 陳情書(旧味道の市道認定につい
て)

日程第5. 陳情第14号, アスファルト道路舗装工事方陳情)

日程第6. 諮問第3号, 那覇市上水道導水管敷設変更及び当
市内からの取水拡張計画について

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第49号, 監査委員の選任同意について

日程第2. 選挙第1号, 選挙管理委員並びに同補充員の選挙
について

日程第3. 陳情第11号, 陳情書(区画整理地域より除外方
陳情)

日程第4. ~~陳情~~第12号, 陳情書(旧県道の市道認定につい
て)

日程第5. 陳情第14号, アスファルト道路ほ装工事方陳情)

日程第6. 諮問第3号, 那覇市上水道導水管敷設変更及び当
市内からの取水拡張計画について

議 長～定足数に達しておりますので、从今より本日の（第3
日目）会議を開きます。（午前10時45分）

議 長～暫休憩いたします。（午前10時46分）

議 長～再開いたします。（午前10時48分）

議 長～目程第8、議案第49号、監査委員の選任同意について
を上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市 長～この件につきましては、山城さんの監査委員の欠員によ
りまして、花城清善氏を最も適任者として議会同意を
得たいと思ひ、推薦しておりますのでよろしく願ひし
ます。

議 長～暫休憩いたします。（午前10時51分）

議 長～再開いたします。（午前10時52分）

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午前10時52分）

議 長～再開いたします。（午前10時53分）

議 長～議案第49号、監査委員選任同意については、質疑、討
論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、質疑、討論を省略するこ
とにいたします。

議 長～定足数に達しておりますので、只今より本日の（第3日目）会議を開きます。（午前10時45分）

議 長～暫休憩いたします。（午前10時46分）

議 長～再開いたします。（午前10時48分）

議 長～日程第8、議案第49号、監査委員の選任同意についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市 長～この件につきましては、山城さんの監査委員の欠員によりまして、花城清吾氏を最も適任者として議会の同意を得たいと思ひ、推薦しておりますのでよろしく願ひします。

議 長～暫休憩いたします。（午前10時51分）

議 長～再開いたします。（午前10時52分）

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午前10時52分）

議 長～再開いたします。（午前10時53分）

議 長～議案第49号、監査委員選任同意については、質疑、討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、質疑、討論を省略することにいたします。

議 長～議案第49号監査委員選任同意についてを表決に付します。

原案通り同意することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、原案通り同意することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時54分)

議 長～再開いたします。(午前10時55分)

議 長～次は日程第2、選挙第1号、選挙管理委員並びに同補充員の選挙についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時56分)

議 長～再開いたします。(午前11時39分)

議 長～選挙第1号、選挙管理委員並びに同補充員の選挙については、自治法の第58条を適用いたしまして、一応選挙管理委員5名、それから補充員5名を選任してありますので、その方々の氏名をこれから申し上げます、委員として奥里将俊、当山全喜、呉屋好永、伊佐友誠、国吉真義、それから補充員といたしまして知念和夫、北嘉秀盛、国吉真義、崎間政光、多和田英一以上5名を指名してあります。

議 長～お諮りいたします。今御指名を申し上げました方々にそれぞれ委員と補充委員にやつて頂く事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～議案第49号監査委員選任同意についてを表決に付します。

原案通り同意することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、原案通り同意することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時54分)

議 長～再開いたします。(午前10時55分)

議 長～次は日程第2。選挙第1号、選挙管理委員並びに同補充員の選挙についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時56分)

議 長～再開いたします。(午前11時39分)

議 長～選挙第1号、選挙管理委員並びに同補充員の選挙については、自治法の第58条を適用いたしまして、一応選挙管理委員5名、それから補充員5名を選任してありますので、その万々の氏名をこれから申し上げます、委員として奥里将俊・当山全喜・呉屋好永・伊佐友誠・国吉真義。それから補充員といたしまして知念和夫・比嘉秀盛・国吉真義・崎間政光・多相田真一以上5名を指名してあります。

議 長～お語りいたします。只今御指名を申し上げました方々にそれぞれ委員と補充委員にやつて頂く事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御来議がございませんので、以上10名の方々を当選人と決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議 長～再開いたします。(午前11時45分)

議 長～日程第3、陳情第11号、陳情書(区画整理地域除外方陳情)についてを議題といたします。

本案は先に経工委員会の方に付託してありましたが、期間延長要求書がまいっております。一応経工委員長より報告を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時46分)

議 長～再開いたします。(午前11時47分)

経工委員長～本陳情案件が去つた定例議会におきまして経工常任委員会に付託されておるのでありますけれども、本陳情の内容が兵庫原地域を都市計画地域から除外してくれという陳情の内容でございますが、この案件につきまして委員会としましては慎重に現在審議をしておる最中でございまして、本案件の内容につきまして果して地域住民、全体の同意でもつて当該陳情書が提出されておるかどうかという事に対して非情に疑問をいただいております。それで陳情書の内容そのものについて当初参考人をお招きしまして御意見を質した訳でございまして、その場合においても参考人の御意見自体が2つに分れるといつたような結果もございました。その後当局もいつしよに当該部室に乗り込みまして、懇談会を開いた結果その陳情の内容そのものが、いわゆる都市計画そのものに対する理解というものが、全然ないといつたような面から只都市計画の内容につきまして都市計画そのものいわゆる過程どういふふうな過程を経て都市計画というのがなされるか、そして又その都市計画そのものが決して、市のための都市計画じゃなくして、その地域住民のための都市計画であると云う事を一応当局も一語になつて説明して

議 長～御来議がございませんので、以上10名の方々を当選人と決定いたします。

議 長～暫休いたします。(午前11時41分)

議 長～再開いたします。(午前11時45分)

議 長～日程第3. 陳情第11号, 陳情書(区画整理地域除外方陳情)についてを議題といたします。

本案は先に経工委員会の方に付託してありましたが、期間延長要求書がまいっております。一応経工委員長より報告を求めます。

議 長～暫休いたします。(午前11時46分)

議 長～再開いたします。(午前11時47分)

経工委員長～本陳情案件が去つた定例議会におきまして経工常任委員会に付託されておるのでありますけれども、本陳情の内容が真栄原地域を都市計画地域から除外してくれという陳情の内容でございますが、この案件につきまして委員会としましては慎重に現在審議をしておる最中でございます。本案件の内容につきまして果して地域住民、全体の総意でもつて当該陳情書が提出されておるかどうかという事に対して非情に疑問をいただいております。それで陳情書の内容そのものについて当初参考人をお招きしまして御意見を質した訳でございますけれども、その場合においても参考人の御意見自体が2つに分立するといつたような結果もございました、その後当局もいつしよに当該部洛に乗り込みまして、懇談会を開いた結果その陳情の内容そのものが、いわゆる都市計画そのものに対する理解というものが、全然ないといつたような面から只都市計画の内容につきまして都市計画そのものいわゆる過程どういふふうな過程を経て都市計といふのがなされるか、そして又その都市計画そのものが決して、市のため都市計画じゃなくして、その地域住民のための都市計画であると云う事を一応当局も一語になつて説明して

おりますけれども、その趣旨自体がまだ十分に理解されてないと、それで只単に本議案の内容について只文書そのものによつて採択或不採択というような軽はずみな処理ではいけないと、この問題の取り扱いについては十分に地域住民に対して都市計画そのものの内容について或はあり方について十分に理解させて、しかる後に処理すべきものであると、かように考えまして期間を延長して頂きたく期間延長の要求書を提出しておる次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長～本報告に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議長～再開いたします。(午前11時58分)

10番～本案件を採択した場合に果して除外出来るか出来ないかの点は検討されましたか。

経工委員長～これは一応マスタープランにおいて決定をされておりますので、その手続上もそうとう又時間がかかるものと思っております。えてして又只単にですね採択した場合の問題今後の問題、結局都市計画というものはやはり将来に向つてのこれは計画でございますので、只単にそういうふうな個人の私有財産そのものが現在勝手に処分出来ないという問題だけでですね、処理してしかるべきものかどうかということ、いわゆる差の問題が出てまいりましたけれども、個人の私有財産というのは勝手に処分出来るんだというふうないわゆる只1つの法そのものでですね、しかしながらこれは私権の行使というものはあくまでも、これは公共の権しに従うといつたような民法の条項にもある通り、やはりそういう面から十分にこれは考慮してですね、結論を出すべきだとかように委員としては考えておる訳でありますけれども、現状としてはやはり都市計画をする事によつて自分の土地が小さくなるんだとかいつたようなですね、いわゆる減分につい

おりますけれども、その趣旨自体がまだ十分に理解されてないと、それで只単に本陳情の内容について只又書そのものによつて採択或は不採択というような軽はずみな処理ではいけないと、この問題の取り扱いについては十分に地域住民に対して都市計画そのものの内容について或はあり方について十分に理解させて、しかる後に処理すべきものであると、かように考えまして期間を延長して頂きたく期間延長の要求書を提出しておる次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長～本報告に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時54分)

議長～再開いたします。(午前11時58分)

10番～本案件を採択した場合に果して除外出米るか出来ないかの点は検討されましたか。

経工委員長～これは一応マスタープランにおいて認定をされておりますので、その手続上もそうとう又時間がかかるものと思っております。えてして又只単にですね採択した場合の問題今後の問題、結局都市計画というものはやはり将来に同つてのこれは計画でございますので、只単にそういうふうに個人の私有財産そのものが現在勝手に処分出来ないという問題だけでですね。処理してしかるべきものかどうかということは、いわゆる法の問題が出ていましたけれども、個人の私有財産というのは勝手に処分出来るんだというやいないわゆる只1つの法そのものですね、しかしながらこれは私権の行使というものはあくまでも、これは公共の福祉に従うといつたような民法の条項にもある通り、やはりそういつた面から十分にこれは考慮してですね。結論を出すべきだとかように委員会としては考えておる訳でありますけれども、現状としてはやはり都市計画をする事によつて自分の土地が小さくなるんだとかいつたようなですね、いわゆる減分につい

での理解というのが全然ない、そういった面からやはり時間をかけまして都市計画というのは、こういうふうにもつて行つてこういうふうな利点があるんだという事を十分に理解されればですね、この問題はいわゆるその問題解決には非常に明るい見通しがあるんじゃないかと、かように考えております、しかしあくまでも現在は理解をさせる様につとめる段階にありますので、これに対する決を取る事によつて、当該地域の主として色々な問題が顕在するんじゃないかと、かように考えています、結論は今控えておる現状であります、

16番～今先の説明会の場合には何名位集つておりましたか、

経工委員長～去つた説明会の場合がサツト40名～50名位だつたと覚えております、その場合のふん囲気としましては、実際に絶対に反対だという口から出た意見が大体40～50名位、後は何時出来るかとか、やれ都市計画というのは素晴らしいんだといったような意見もありました

16番～結局は陳情者書にももられた様な全体の意見書ではないという事ですね、

経工委員長～そういう意味でございます、

10～市長にお伺いいたします、その後地元民の空気が、いわゆるお話しなんか聞かれたら御説明お願いいたします、

市長～その後の件につきましては早くこれを都市計画の差事案を進めてくれという個人的に以前に米ておる人もおりますし、同様の空気としても既に委員長からもお話しがありました様に都市計画自体に対する理解がまだなつてないんじゃないかと思つております、

10番～今委員会の方から期間延長の要請がございますが、これはそのまま延長した処で積極的な向うの区民に対して働きかけないと何にもならないと思ひます、その点からい

ての理解というのが全然ない、そういつた面からやはり時間をかけまして都市計画というのは、こういうふうにもつて行つてこういうふうな利点があるんだという事を十分に理解されればですね、この問題はいわゆるその問題解決には非常に明るい見通しがあるんじゃないかと、かように考えております。しかしあくまでも現在は理解をさせる様につとめる段階にありますので、これに対する決を取る事によつて、当該地域の主として色々な問題が発生するんじゃないかと、かように考えています。結論は今控えておる現状であります。

16番～今先の説明会の場合には何名位集つておりましたか。

経工委員長～去つた説明会の場合がサツト40名～50名位だつたと覚えております。その場合のふん囲気としましても、実際に絶対に反対だという口から出た意見が大体4～5名位、後は何時出来るかとか、やれ都市計画というのは素晴らしいんだといつたような意見もありました

16番～結局は陳情者書にももられた様な全体の意見志ではないという訳ですね。

経工委員長～そういう意味でございます。

10～市長にお伺いいたします、その後地元民の空気が、いわゆるお話しなんか聞かれたら御説明お願いいたします。

市長～その後の件につきましては早くこれを都市計画の基事業を進めてくれという個人的に役所に米ておる人もおりますし、同様の空気としても先に委員長からもお話しがありました様に都市計画自体に対する理解がまだなつてないんじゃないかと思つております。

10番～今委員会の方から期間延長の要求がございますが、これはそのまま延長した処で積極的な同様の区民に対して働きかけないと何にもならないと思ひます。その点からい

たしまして、当局自体はそういう態勢を備えつつあるがどうか、その辺につきまして、すなわち今安里議員或は委員長の方からもお話しがりましたが、議会としては議会自体に向うの都市計画について充分向うの区民を納得し得るような態勢を固めて行かなければならないと思ひます。議会は議会なりに行かなければ行かないと思ひますが、当局自体はよりいつそんな態勢を造つて、そして働きかけなければいけないところ考えるのでございしますが、そこで当局の考え方について今工度答弁して頂きたいと思ひます。

市長～今後の問題といたしましては、地主会を早く結成させまして、この地主会でその方法に向う目途をはつきり決めて頂くと、それから当局としても再三にわたつて向こうに説明会をもつて進めて行きたいと思つております。又その地主会の中から委員を何名かあげて、その入選にじつくり都市計画のプランについて充分説明をして充分納得の行つた上でその方々からも又地元の人に充分説明が出来るような方法を取るように今進めつつあります。

10番～工つそ●都市事業というのは将来のものでございしますので、将来くいのない様な都市事業を進めて頂きたいと、そして地域住民にも呼びかけて頂くよう御要望申し上げます。私に私の質問を終りたいと思ひます。

9番～先程休憩中に申し上げましたが、地域出身議員としまして地域の事情に大体の意向が感じられますので、反対の意見、或は賛成の意見が大体考えられますが、反対の方の理由としましては現在の住家がその計画の中にもちよつと計画図面を見た場合に現在の住宅と全然そのものを無視してあまりにもぼつ本同様な計画で現状を無視したような状態だから不服であるというのと、更に指導層においても、貴方ははかの上から道路が通りますよというふうには寄の方々に申し上げたら、このはかをつぶしてしまふようにするなら、こんな計画はやめた方が良くというふうには、目がんと的確なこの考え方を突えて行かな

たしまして、当局自体はそういう態勢を備えつつあるかどうか、その辺につきまして、すなわち今安里議員或は委員長の方からもお話しがありました、議会としては議会自体に向うの都市計画について充分向うの区民を説得しようとするような態勢を固めて行かなければならないと思えます。議会は議会なりに行かなければ行かないと思えますが、当局自体はよりいつそんな態勢を造つて、そして働きかけなければいけないところ考えるのでございますが、そこで当局の考え方について今一度答弁して頂きたいと思えます。

市長～今後の問題といたしましては、地主会を早く結成させまして、この地主会でその方法に向う目体をはつきり決めて頂くと、それから当局としても再三にわたつて向うに説明会をもつて進めて行きたいと思つております。又その地主会の中から委員を何名かあげて、その人達にじっくり都市計画のプランについて充分説明をして充分納得の行つた上でその方々からも又地元の人に充分説明が出来るような方法を取るように今進めつつあります。

10番～1つその都計事業というのは将来のものでございますので、将来くいのない様な都計事業を進めて頂きたい、そして地域住民にも呼びかけて頂くよう御要望申し上げます。私に私の質問を終りたいと思えます。

9番～先程休憩中に申し上げましたが、地域の出身議員としまして地域の事情に大体の意向が感じられますので、反対の意見、或は賛成の意見が大体考えられますが、反対の方の理田としましては現在の住家はその計画の中にちよつと計画凶面を見た場合に現在の住宅と全然そのものを無視してあまりにもばつ本格的な計画で現状を無視したような状態だから不服であるというのと、更に指導層においても、貴方のはかの上から道路が通りますよというふうに年寄の方々に申し上げたら、このはかをつぶしてしまふようにするなら、こんな計画はやめた方が良いというふうに、旧がんこ的なこの考え方を變えて行かな

49

ければ指導層のあり方、指導者もおる関係上反対意見
が依然としてりつばな計画、考え方をうえつける様な考
え方に持つて行かなげいで、そ●ままどうして反対意見
として持統して居る訳ですが、賛成者としての意見は又
現在建築規則が敷かれておるんだが、このまま一部地主
の規則を長期にわたつて規則をさせた場合には私等は賛
成はしても、何時実施に移るか分らんようなものを賛成
した場合に私等はこの地主に対して現在の実際使用売買
とか、そういうふうに支障を来たしている場合に、果し
て私は責任もつてんと、だが、賛成ではあるんだが私は
賛成ではあるんだが、反対者に対して貴方々はなぜ反対
するか、賛成しなさいと説く位の何はないと、それと
いうのは今までの計画に対する見通しがきかないために
いくら賛成でも自分は賛成でも反対者を説得する位の
賛成までの賛成ではないという意見であります、こう
いう観点からしました場合に市長としては、これは大き
な財源が必要となりますので、市長の任期中に是非実現
計画を実施するんだという確たる意思がおりであれ
ば、これはりつばな計画でもありますし、そのまゝ実施
してもらいたいと思ひますが、単なる一時的な気休めは
していても将来において、また不安をまねいた場合に今
後は関係者の不信というふうに部害の不安が永久的に残
つて行くというふうに考えてますので、一時的な不安と
いうよりは問題というよりは長期的にわたつて呉して都
南計画を実施する面から財政的な負担という面も考えら
れて私先の定例会にも早期区画整理の早期計画という面
から何年にはどこの区域をやるといふはつきりしたメ
ドに対する反対賛成の意見というものは、もうしばらく
の間待つてもらいたいともいえるし、又どうという事は
いえませんが、現在の状態では賛成者の意見を聞いてやら
なければいけない反対者の意見も聞いてやらなければい
かないというようない指導層の考え方が今論議している地
でありますが、その面について市長として、この都南計
画区画整理の実行面についてどのようないお考えでお
るか、その点を充分お聞かせしてもらいたいと思つて
おります。

ければ指導層のあり方の、指導者もおる関係上反対意見
が依然としてりつばない計画、考え方をうえつける様な考
え方に持つて行かなげいで、そのままどうして反対意見
として持続して居る訳ですが、賛成者としての意見は又
現在建築規制が敷かれておるんだが、このまま一部地主
の規制を長期にわたつて規制をさせた場合には私等は賛
成はしても、何時実施に移るか分らんようなものを賛成
した場合に私等はこの地主に対して現在の実際使用売買
とか、そういうふうに支障を来たしている場合に、果し
て私は責任もつてんと、だが必賛成ではあるんだが私は
賛成ではあるんだが、反対者に対して貴方々はなぜ反対
するか、賛成しなさいと説く位いの何はないと、それと
いうのは今までの計画に対する見通しがきかないために
いくら賛成でも自分は賛成でも反対者を説得する位いの
賛成までの賛成ではないという意見であります、こう
いう観点からしました場合に市長としては、これは大き
な財源が必要となりますので、市長の任期中に是非実現
計画を実施するんだという確固たる意志がおりであれ
ば、これはりつばない計画でもありますし、そのまま実施
してもらいたいと思ひますが、単なる一時的な気休めは
していても将来において、また不安をまねいた場合に今
度は関係者の不信というふうに部落の不安が永久的に残
つて行くというふうに考えてますので、一時的な不安と
いうよりは問題というよりは長期的にわたつて果して都
市計画を実施する面から財政的な負担という面も考えら
れて私先の定例会にも早期区画整理の早期計画という面
から何年にはどこの区域をやるというはつきりしたメド
に対する反対賛成の意見というものには、もうしばらく
の間待つてもらいたいともいえるし、又どうという事は
いえませんが、現在の状態では賛成者の意見を聞いてやら
なければいけない反対者の意見も聞いてやらなければい
かないというような指導層の考え方が今論議している処
であります、その面について市長として、この都市計
画区画整理の実施面についてどのようなお考えであるの
か、その点を充分お聞かせしてもらいたいところ思つて
おります。

市長～これにつきましてはおおせのように予算の問題もありまして、大きな金額がかかりますので、すぐ何時やるという事はこの処で申し上げにくい訳でありますけれども、現在の処、反対感情する最中でありまして、この解決が早まる事によつてこういつた問題もメドはつくんじゃないかと思ひますが、まずこれが任期中に区画やるんだという事で進めてはおりますけれども、はつきり任期中にこれが出来るかどうかは予算の問題と色々ありますので、これは確答は出来ませんけれども、出来るだけ任期中にやりないうという考えは持つてゐる訳であります。

9 番～今の市長の今の立場からすれば、もちろん先決としては、こういう問題化しているもの、消からぬものであるのではありませんが、只反対意見者の意見を聞くには、この市長もいざ計画をやつて自分の任期が来れば後にはいけば良いんじゃないかという様な何と申しますか、責任のなすりつけのいい訳をしている様な、反対意見の戸も開かれますので、そこで市長、もちろんこれは大きな財源が要するんでありますので、すぐ簡単に1、2年では出来ないだろうとは思ひますが、これは簡単にはいえないだろうとは思ひますが、只今自分の任期中に実現してやつて行くという気持ちに対しては、単なるおかげの政策ではないという様な点が伺われますので、つとめてそういう区民の意向が、そういう面に片寄つて来ても、し賛成した場合には、こんな早くは出来ないだろうという様な考え方の一部の見解もありませんので、そういう面からいふように進めて行くんだというはつきりした勸告があらわれれば、問題解決にも、そういうこの感情の趣旨を反対の意志の対象にも、そういうふうにご考慮しております、それで総程申し述べましたが、そういう認識をもつてやられるという観点から、その区画整理都市計画のあり方について、そういう有識者の方々は、はつきり計画実施する考え方の計画のあり方自体をのみ込ますために、1つ方法を認めてもらいたい事を要請しまして質問を終わります。

4 番～この問題は審査を付議しましてから、そうとう長い期間

市長～これにつきましてはおおせのように予算の問題もありましたらば大な金額がかかりますので、すぐ何時やるという事はこの処で申し上げにくい訳でありますけれども今現在の処反対陳情する最中でありまして、この解決が早まる事によつてこういつた問題もメドはつくんじゃないかと思ひますが、まずこれが任期中に区画やるんだという事で進めてはおりますけれども、はつきり任期中にこれが出来るかどうかは予算の問題と色々ありますので、これは確答は出来ませんけれども、出来るだけ任期中にやりたいという考えは持つている訳であります。

9 番～今の市長の今の立場からすればもち論先決としては、こういう問題化しているものの解消から真先であるのであります。只反対意見者の意見を聞くには、この市長もいざ計画をやつて自分の任期が来れば後はにげれば良いんじゃないかというような何といひますか。責任のがれのいい訳をしているような反対意見の声も聞かれますので、そこで市長、もち論これは大きな財源が伴うものでありますので、すぐ簡単に1ヶ年では出来る2ヶ年では出来るという事は、これは簡単にはいえないだろうとは思ひますが、只今自分の仕期中に実施してやつて行くという気持ちに対しては単なるおかげり的な政策ではないというような点が伺われますので、つとめてそういう区民の意向が、そういう面に片寄つて来てもし賛成した場合にもこんなに早くは出来ないだろうというような考え方の一部の意見もありますので、そういう面からこういふうに進めて行くんだというはつきりした勸念があらわれれば問題解決にも、そういうこの陳情の趣旨を反対の意志の対象にもそういうふうに見ておられます。それで先程申し述べましたが、そういう認識をもつてやられるという観点からその区画整理都市計画のあり方について、そういう有識者の方々にはつきり計画実施する考え方の計画のあり方自体をのみ込ますために1つ方法を講じてもらいたい事を要望しまして質問を終わります。

4 番～この問題は審査を付議しましてから、そうとう長い期間

経過しておりますし、その審査に当つては大変苦勞なさつ
ているという事も理解しておりますが、経過の御説明や
当局の考え方をこの問題について聞いてみたいと、やは
り地域●受益者である地主の方々がまだまだ認識してな
いという事でございまして、議会としましては市のマッ
タープラン、その地域の計画そのものが果して果である
かどうかという事はその地域の受益のためにそういつ
たような都市計画も一応進めている訳であります。し
かしそれに対して反対の動きがあるという事にそうとう
問題があるんじゃないかと思つております。そこで委員
会或は議会としては、その反対するということも果して市
の計画そのものがその地域のためにならないものである
かどうか、もし地域のためにどうしてもこの計画を突
しなればならないんだという結論があるとするればやは
り先程市長が説明しておつた様に受益者である地の地主
組合或は地主のそういう様な認識を早急に当局として
作成して、そういう地主の方々の意見或はその受益者の
意見を充分そこに取り入れて、そして受益に当つてはど
うしてもその地域●協力がなくしては突進できないとい
つた様な事を遺憾する訳であります。そこで、これを
更に期間を延長して委員会がもつと積極的に一アール
或は又その陳情者の方々或は又地域●の方々の認識を理
を高めるといつたような事よりは、むしろ当局にこの關
題を移して積極的に当局からこの問題の解決に当らした
方が良いんじゃないかと、そこでもう一回委員会として
はこの市の計画そのものが突進と照らし合はせて確か
にこの計画じゃなければならぬんだという事で或る程
度結論を出して、そして後の問題は当局に私に任せ
た方が良いんじゃないかといつた様な感じがする
あります。委員長としてどういうお考えであるか、

委員長～これ、おつしやる通りかも知れませんが、しかしながら結
果同においてですね。現在委員会がその結論を出した
場合にかえつて、その波もんがその当該地域に及ぼす影
響そこを考えた場合に、こういうふうな審査、いわゆる結
論を出す段階じゃないとこういうふうな見解に立ちまし

経過しておりますし、その審査に当つては大変苦勞なさつ
ているという事も理解しておりますが、経過の御説明や
当局の考え方をこの問題について聞いてみたいと、やは
り地域の受益者である地主の方々がまだまだ認識してな
いという事でございまして、議会としましては市のマス
タープラン、その地域の計画そのものが果して妥当であ
るかどうかという事はその地域の受益のためにそういつ
たような都市計画も一応進めている訳であります。しか
しそれに対して反対の動きがあるという事にそうとう
問題があるんじゃないかと思つております。そこで委員
会或は議会としては、その反対するという事は果して市
の計画そのものがその地域のためにならないものである
かどうか。もし地域のためにどうしてもこの計画を実施
しなければならぬんだという結論があるとなればやは
り先程市長が説明しておつた様に受益者である処の地主
組合或は地主のそういつた様な組織を早急に当局として
作らして、そういう地主の方々の意見或はその受益者の
意見を充分そこに取り入れて、そして実施に当つてはど
うしてもその地域の協力がなくしては実施できないとい
つた様な事を通感する訳であります。そこで、これを
更に期間を延長して委員会がもつと積極的にビーアール
或は又その陳情者の方々或は又地域の方々の認識を理
解を高めるといつたような事よりは、むしろ当局にこの問
題を移して積極的に当局からこの問題の解決に当らした
方が良いんじゃないかと、そこでもう一回委員会として
は、この市の計画そのものが実情と照らし合はせて確か
にこの計画じゃなければならぬんだという事で或る程
度結論を出して、そして後の問題は当局に私は進めさせ
た方が良いんじゃないかあといつた様な感じがする訳で
あります。委員長としてどういうお考えであるか。

委員長～これ、おつしやる通りかも知れません。しかしながら結
果的に於いてですね。現在委員会がその結論を打出した
場合にかえつて、その波もんがその当該地域に及ぼす影
響そこを考えた場合に、こういうふうな審査、いわゆる結
論を出す段階じゃないとこういうふうな見解に立ちまし

て期間延長の要求書を出した次第でございます。只一つ
の結論を出し後は当局でそういうふうにはやれという事は
委員会として安易な方法かも知れませんが、しかしながら
らそうする事によつて地域住民がいかような反響があるに
かどうか、そこら辺が工番かん心じやないかと、かように
考えまして、一応期間延長の手続きを出しておる訳でござ
ざいます。又当該プラン自体が地域住民が反対すればそ
れでも良いんじゃないかというふうな考え方でございま
すけれども、いわゆるややもすれば表面に現われたよう
なわゆる反対だとか或は賛成だとかいつたような意見
がややもすれば、いわゆる世論と申しますかといふう
に受取られがちでありますけれども、しかし、これは過
去における那覇市のいわゆる国庫道の開通、あれも種に
世論に押されまして議会もそのしり馬に押されまして、
ああいうふうな現状をもし出してあります。そういつ
た面も我々議会入として充分に考慮する必要があるんじ
やないかと、かように考えてそういうふうな文書を出し
てあります。以上でございます。

議長～大体質疑もつきたようでありますので、質疑を終りたい
と思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～採決に入る前に本案に対して討論を省略したいと思ひま
すが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、討論を省略することにいた
します。

議長～経工常任委員会の審査期間延長の要求書通り認めること
に御異議ございませんか。

て期間延長の要求書を出した次第でございます。只一つの結論を出し後は当局でそういうふうによれという事は委員会としても安易な方法かも知れません。しかしながらそうする事によつて地域住民がいかような反響があるかどうか、そこら辺が一番かんじやないかと、かように考えまして、一応期間延長の手続きを出しておる訳でございます。又当該プラン自体が地域住民が反対すればそれでも良いんじやないかというような考え方でございますけれども、いわゆるややもすれば表面に現われたようないわゆる反対だとか或は賛成だとかいつたような意見がややもすれば、いわゆる世論と申しますかというふうに出取られがちでありますけれども、しかし、これは過去における那覇市のいわゆる国際通りの問題あれも確に世論に押されまして議会もそのしり馬に押されまして、ああいうふうな現状をかもし出しております。そういった面も我々議会人として充分に考慮する必要があるんじやないかと、かように考えてそういうふうな文書を出してあります。以上でございます。

議 長～大体質疑もつきたようでありますので、質疑を終りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～採決に入る前に本案に対して討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議 長～経工常任委員会の審査期間延長の要求書通り認めることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、要不書通り審査延長を認めることに決定いたします。

議 長～午前の上議はこれで終わります。午後は2時から開会いたします。(午後零時19分)

議 長～市町村自治法53条により議会は成立いたしますので、只今から午後の議会を開きます。(午後2時17分)

議 長～日程の順に従いまして、日程の4陳情第12号市道認定についてを議題といたします。御準備願います。

議 長～この案件は前議会におきまして、経工委員会に付託になっておりましたので、経工委員長の報告を求めます。その前に一応事務局長をして朗読せしめます。

経工委員長～本陳情に対する委員会の結論及びその過程は只今事務局長から朗読した通りでございます。外に御質疑がございましたら、その質疑に対してお答えしたいと思います。

議 長～本案に対する質疑を許します。

議 長～暫休いたします。(午後2時26分)

議 長～再開いたします。(午後2時32分)

10番～当局にお伺いします。委員会報告の附帯意見につきまして市道認定におきましては市1円にわたって検討してもらいたいという様な附帯意見が出ておりますが、もし議会においてそれが通過した場合には、そういう検討をする見解をもつておられますか。その点お伺いいたします。

市 長～そうする様にしております。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、要求書通り審査延長を認めることに決定いたします。

議 長～午前の審議はこれで終わります。午後は2時から開会いたします。(午後零時19分)

議 長～市町村自治法53条により議会は成立いたしますので、只今から午後の議会を開きます。(午後2時17分)

議 長～日程の順に従いまして、日程の4陳情第12号市道認定についてを議題といたします。御準備願います。

議 長～この案件は前議会におきまして、経工委員会に付託になっておりましたので、経工委員長の報告を求めます。その前に一応事務局長をして朗読せしめます。

経工委員長～本陳情に対する委員会の議論及びその過程は只今事務局長から朗読した通りでございます。外に御質疑がございましたら、その質疑に対してお答えしたいと思っております。

議 長～本案に対する質疑を許します。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時26分)

議 長～再開いたします。(午後2時32分)

10番～当局にお伺いします。委員会報告の附帯意見につきまして市道認定におきましては市1円にわたって検討してもらいたいという様な附帯意見が出ておりますが、もし議会においてそれが通過した場合には、そういう検討をする見解をもつておられますか。その点お伺いいたします

市 長～そうする様にしております。

53

委員長～これはですね、審査過程におきまして、そのように他の所も検討してという問題について一言ふれておきましたが、例えば現在の普天間二区或は野だけ二区、三区そういつたような地域に現在實際道路として使用されておるけれども、所有権の認定されてない、そういつたものはこれは一考を要する必要があると思えます。と申し上げますのは市道に認定すると同時にこれに対する今度は色々所有権の問題が生じますので、そういつた処はこれは委員会の話題として出ておりました。

議長～暫休憩いたします。(午後2時35分)

議長～再開いたします。(午後2時39分)

9番～これは現在経工委員会の指導意見にも示めされておりますが、本当の市道認定となりると市1円のその市道と認定となると市1円のその市道と認定してふさわしい道路であるかという事は陳情出されるから陳情があるから市道に認定するというんじやなくして、公平な立場から調査をして提案をして認定してもらおうというのが陳情者としての考え方でありまして、只交付金の財政収入になるからというふうな認可交付税の対照になるからという面から、この陳情ばかりに受付けてやつた場合には、ほんとうに性格としてふさわしくない道路も市道認定をしたた様な事も考えられる訳ですが、現在の市道認定になつた箇所でも地域住民からの陳情に感じて消極的な市道の認定のあり方じやないかと、こういうふうにかんがえられる訳ですが、これは1円にほんとうに公平な立場から市道認定をやるべきであると思ひまして、交付税の問題等から見た場合にも当局が調査して公平な立場からの市道の調査をして認定をしようというやり方をやつてもらふようにお願いしましたが、その後調査をやつておられないで、やられる形しきがなかつたもんで莫大原あたりとしても市道の性格をおびた道路であるという面から陳情なされた訳であります。今後は市道認定の陳情出されるまでもなく1円に性格をおびたものはどんどん認定して

委員長～これはですね、審査過程におきまして、そのように他の所も検討してという問題について一言ふれておきました。が、例えば現在の晋天間二区或は野だけ二区、三区そういったような地域に現在実際道路として使用されておるけれども、所有権の認定されてない。そういったものはこれは一考を要する必要があると思います。と申し上げますのは市道に認定すると同時にこれに対する今度は色々所有権の問題が生じますので、そういった処はこれは委員会の話題として出ておりました。

議長～暫休いたします。(午後2時35分)

議長～再開いたします。(午後2時39分)

9 番～これは現在経工委員会の兩帶意見にも示めされておりますが、本当の市道認定となりると市1円のその市道と認定となると市1円のその市道と認定してふさわしい道路であるかという事は陳情出されるから陳情があるから市道に認定するというんじやなくして、公平な立場から調査をして提案をして認定してもらおうというのが陳情者としての考え方でありまして、只交付金の財政収入になるからというような認可交付税の対照になるからという面から、この陳情ばかりに受付けてやつた場合には、ほんとうに性格としてふさわしくない道路も市道認定をしたた様な事も考えられる訳ですが、現在の市道認定になつた箇所でも地域住民からの陳情に依じて消極的な市道の認定のあり方じやないかと、こういうふうに考えられる訳ですが、これは1円にほんとうに公平な立場から市道認定をやるべきであると思ひまして、交付税の問題等から見ただけの場合にも当局が調査して公平な立場からの市道の調査をして認定をもらうようなやり方をやつてもらふようにお願いしましたが、その後調査をやつておられないで、やられる形しきがなかつたもんで真栄原あたりとしても市道の性格をおびた道路であるという面から陳情なされた訳であります。が、今後は市道認定の陳情出されるまでもなく1円に性格をおびたものはどんどん認定して

もらつて道路の整備にもつと積極的にやつてもらいたい事を要請します。

議 長～質疑もつきた様でありますけど、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、質疑を打切ることにいたします。

議 長～委員長報告を終わります。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論がなければ省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～原情第12号市道認定についてを賛決に付します。経工委員会の案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、原情第12号市道認定については採択することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時43分)

議 長～再開いたします。(午後2時44分)

もらつて道路の整備にもつと積極的にやつてもらいたい事を要望します。

議 長～質疑もつきた様でありますけど、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、質疑を打切ることにいたします。

議 長～委員長報告を終わります。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論がなければ省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～陳情第12号市道認定についてを表決に付します。
経工委員会の案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、陳情第12号市道認定については採択することに決定いたします。

議 長～暫休いたします。(午後2時43分)

議 長～再開いたします。(午後2時44分)

議 長～日程第5、原簿第14号、アスファルト道路ほ装工事方
原簿についてを議題といたします。

本案件につきましては、経工委員会に付託してありまし
たが、報告書がまいっておりますので、一応事務局長を
して朗読せしめます。

議 長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～只今事務局長が朗読した通りでございますが、当該
道路は1号線から大山部落に入るメインストリートでござ
いりますが、1号線からそ●部落の形態自体が大変傾し
やでございまして、石粉散布によつて一応道路面は作ら
れますものの降雨によつて押し流されると、そういった
様いたちとつことをやられている●が、現在の状態でご
いまして、当該道路●ほ装は絶対に必要だと委員会とし
てもかように考えておるのでございしますが、去つた予算
議会におきまして大山地域の現在の水道パイプがいわゆ
る現在小さいためにこの本管工事がなされるという事を
議会で議決されております。このパイプのやはり施設す
る場所になつておりますので、当該道路のほ装について
は水道の施設との関係も良く考慮して工事施行には当つ
てもらいたいというのが、本委員会の決定でございませ
その他の部分については御質疑にお答えいたしたいと、
思つております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時47分)

議 長～再開いたします。(午後2時48分)

9 番～この原簿によつて道路のほ装工事をするとお
りますが、これを採択して工事をやる場合にはすぐ土木事
業補助金としてやる訳ですか、それともどういふふうな
方法でやる訳ですか。話しに聞けば3割は市が補助して
7割は日本政府が持つということは、自治会長は分つて

議 長～日程第5・陳情第14号，アスファルト道路ほ装工事方
陳情についてを議題といたします。

本案件につきましては，経工委員会に付託してありまし
たが，報告書がまいつておりますので，一応事務局長を
して朗読せしめます。

議 長～経工委員長長の報告を求めます。

経工委員長～只今事務局長が朗読した通りでございますが，当該
道路は1号線から大山部落に入るメインストリートでござ
いですが，1号線からその部落の形態自体が大変傾し
やでございまして，石粉散布によつて一応道路面は作ら
れますものの降雨によつて押し流されると，そういつた
様いたちとつこをやられているのが，現在の状態でござ
いまして，当該道路のほ装は絶対に必要だと委員会とし
てもかように考えておるのでございしますが，去つた予算
議会におきまして大山地域の現在の水道パイプがいわゆ
る現在小さいためにこの本管工事がなされるという事を
議会で議決されております。このパイプのやはり施設す
る場所になつておりますので，当該道路のほ装について
は水道の施設との関係も良く考慮して工事施行には当つ
てもらいたいというのが，本委員会の決定でございませ
う。その他の部分については御質疑にお答えいたしたいと，
思つております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午後2時47分）

議 長～再開いたします。（午後2時48分）

9 番～この陳情によつて道路のほ装工事をするとなつており
ますが，これを採択して工事をやる場合にはすぐ土木事
業補助金としてやる訳ですか，それともどういふふうな
方法でやる訳ですか。話しに聞けば3割は市が補助して
7割は日本政府が持つということは，自治会長は分つて

ありますが、私はまだ全然そういう規定は見た事ありませんが、その内容について、

委員長～お答えいたします、これは陳情の内容といたしましては市の予算でもつてほ望してもらいたいという陳情の趣旨でございます。

9 番～直接陳情とは関連はしますが、陳情の關題にはならないとは思いますが、工事の方面についてですね、それから現在市がほ望工事を進めるために行政府に7割かほ望工事の補助金をもらつて3割の補助をもらつてほ望工事を進めるんだというような話しを聞いておりますが、これは直接関係はないですが、関連はしております。

委員長～その件につきましては去るこの委員会におきまして、一応当局の方から今後アスファルト工事をいわゆる市全体にどんどん延ばして行きたいというその趣旨からやはり当該受益者もおる程度負担して貰いて道路のほ望工事を進めて行きたいというお考えがあられるのでございませぬそれについては、近い内にその工事のほ望規定と申しませぬか、そういつたものを規定を作りまして、今後進めたいという何がございませぬので、後で市長からその内容について具体的に説明があるのかとかように思つております。以上お答えいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時51分)

議長～再開いたします。(午後2時58分)

議長～本案に対する質疑をズメズメ切することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

おりますが、私はまだ全然そういう規定は見た事もありませんが、その内容について。

委員長～お答えいたします、これは陳情の内容といたしましては市の予算でもつてほ装してもらいたいという陳情の趣旨でございます。

9 番～直接陳情とは関連はしますが、陳情の問題にはならないとは思いますが、工事の方面についてですね。それから現在市がほ装工事を進めるために行政府に7割かほ装工事の補助金をもらつて3割の補助をもらつてほ装工事を進めるんだというような話を聞いておりますが、これは直接関係はないですが、関連はしております。

委員長～その件につきましては去るこの委員会におきまして、一応当局の方から今後アスファルト工事をいわゆる市全体にどんどん延ばして行きたいというその趣旨からやはり当該受益者もおる程度負担して頂いて道路のほ装工事を進めて行きたいというお考えがあられるのでございます。それについては、近い内にその工事のほ装規定と申しますか、そういつたものを規定を作りまして、今後進めたいという何がございましたので、後で市長からその内容について具体的に説明があろうかとかように思っております。以上お答えいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時51分)

議長～再開いたします。(午後2時58分)

議長～本案に対する質疑を求めませぬ打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長 長～委員長報告を終わります。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませぬか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませぬので左様決定いたします。

議 長～陳情第14号アルファルト道路は築工事方陳情についてを要決に付します。
委員会案通り採択することに御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませぬので、本案は委員会案通り採択することに決定いたします。

議 長～日程第6、諮問第3号那珂市上水道導水管敷設変更及び当市内からの取水拡張計画についてを議題といたします

議 長～暫休憩いたします。(午後2時59分)

議 長～再開いたします。(午後2時59分)

議 長～案件以外に参考資料の方は別紙になつてございしますので両方御願ひ願ひします。

議 長～本諮問案件は第27回臨時会におきまして、特別委員会に付託されておきまして、報告書がまいつておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～委員長報告を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時6分)

議 長～再開いたします。(午後3時15分)

議長 長～委員長報告を終わります。

議長 長～本案に対する討論を求めます。

議長 長～討論省略の戸がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長 長～陳情第14号アルファルト道路は装工事方陳情について
を表決に付します。
委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 長～御異議がございませんので、本案は委員会案通り採択する
ことに決定いたします。

議長 長～日程第6、諮問第3号那覇市上水道導水管敷設変更及び
当市内からの取水拡張計画についてを議題といたします

議長 長～暫休憩いたします。(午後2時59分)

議長 長～再開いたします。(午後2時59分)

議長 長～案件以外に参考資料の方は別紙になつてございますので
両方御願願います。

議長 長～本諮問案件は第27回臨時会におきまして、特別委員会
に付託されておりまして、報告書がまいっておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議長 長～委員長の報告を求めます。

議長 長～暫休憩いたします。(午後3時6分)

議長 長～再開いたします。(午後3時15分)

議長～委員長の報告を求めます。

特別委員長～先程事務局長から報告書の内容が読み上げられましたが、報告書の内容におきましてはこの通りでございますが、この問題は5～6年前から問題になつておる事でございます。この頃は主に法的説明とそれから那覇市が宜野湾市の水道ゆう体水源の開発という面はどういうふうになされておるかという面に重点をおきまして審査をした訳であります。そこにおきまして、この報告書にもあります通り、この那覇市が収用当時の宜野湾村におきましては主に水源の水利でございます。水源よりの使用、余つた水におきましてはほとんど海に流しておりましたので、その面の一応収用、或は使用許可という面であつたのであります。しかし戦後におきまして米軍がそうとう水源地を開発いたしまして、全面的に収水し、そこに柵をもうけ、住民の使用を拒んでおられるような現状で、そういう面の解除或は収用条項違反の問題或はすでに公有水面におきましては、公有水面と申しますと、先程の報告にもございましたように河川法を摘要されて使用認可を知事の使用認可を与えておる現状であります。これ自体が宜野湾市には正当な河川法を摘要する河がないというように法務局の見解でございます。あの場合も収用当時の使用認可を与えている。当時の状態が問題になるんじゃないかと現在においてはあくまでも、これは南町村という考えでやらなければいかんと、要するに公有水面におきましては期限が切れているけれども更新をやられておる事実はない訳であります。そこにおいて収用地におきましては50年の収用期間でございますが、その分におきましては、すでに登記をしての水源地がございまして又全面的に収水した部分があるし、これを那覇市が妥当なる収水をするという事であれば、あの収用条項通り進行してもらつてというようない解除の手続きをすべきだというように法務局の見解でございます。なぜ宜野湾市が那覇市からああいうような勝手にやられて宜野湾市はだまつておるかという事も法務局の見解でございます。これ自体が宜野湾市が今までどうしてこういう問題がたびたび出るのに受身の立場にあつたか

議長～委員長の報告を求めます。

特別委員長～先程事務局長から報告書の内容が読み上げられましたが、報告書の内容におきましてはこの通りでございしますが、この問題は5～6年前から問題になつておる事でございまして、この度は主に法的説明とそれから那覇市が宜野湾市の水道ゆう体水源の開発という面はどういうふうになされておるかという面に重点をおきまして審査をした訳であります。そこにおきまして、この報告書にもありません通り、この那覇市が収用当時の宜野湾村におきましては主に水源の水利でございまして、水源よりの使用、余つた水におきましてはほとんど海に流しておりましたので、その面の一応収用、或は使用許可という面でたいした議題はなかつたのであります。しかし戦後におきまして米軍がそうとう水源地を開発いたしまして、全面的に収水し、そこに柵をもうけ、住民の使用を拒んでいるような現状で、そういう面の解除或は収用条項違反の問題或はすでに公有水面におきましては、公有水面と申ますと、先程の報告にもございましては、河川法を摘要されて使用認可を知事の使用認可を与えておる現状であります。これ自体が宜野湾市には正当な河川法を摘要する河がないというような法務局の見解でございまして、あの場合も収用当時の使用認可を与えている。当時の状態が問題になるんじゃないかと現在においてはあくまでも、これは市町村という考えでやらなければいかんと、要するに公有水面におきましては期限が切れているけれども更新をやられておる事実がない訳であります。そこにおいて収用地におきましては50年の収用期間でございしますが、その分におきましては、すでに登記をしての水源地がございまして又全面的に収水した部分があるし、これを那覇市が妥当なる収水をするという事であれば、あの収用条項通り施行してもらおうというような解除の手続きをすべきだというような法務局の見解でございまして、なぜ宜野湾市が那覇市からああいうような勝手にやられて宜野湾市はだまつておるかという事も法務局の見解でございまして、これ自体が宜野湾市が今までどうしてこういう問題がたびたび出るのに受身の立場にあつたか

特別委員

という問題も問題がある訳であります。これは先程読みあげました法務局の見解でございますが、それは建設局の土木課の波座間という事務官とそれから法務局の法政課の立津という事務官の見解でございます。これは正式に回答するには、そうとうの目目がかかるといふ面でも我々が出かけて行きまして、ある程度法政見解をしてくれといふ面でも、これは文書で出す場合には、法務局長名で出すんだがあくまでも、立津事務官の自己の考えだといふ面でも詳しくしてくれといふ面でも、先の問題のあれがある訳です。回答が待られた訳であります。あくまでも立津事務官の個人の見解としてお考え願いたいと思つております。後で正式に法務局からの正式の回答は来るようになつております。ここで問題にしなればいかにんものは、宜野湾市が水道の自己水線をもつとうといふ事も水道条例に設けられております。それに今後あの一帯が都市計画の中で工業用地というような計画も出ておりますし、それが将来都市計画の場合に工業用水といふ面の確保、こういう面も必要じゃないかと、更にもう一つは買受権の問題でございますが、これが先の中にもありました20年たつた場合には買受権の権利が放棄されるというのと、もう一つは今那覇市が使つてゐる処の送水管自体が全部これは米軍が設置したものでありまして、ほとんど個人有地でございまして、それに対して何らの補償或は費用の支払もされてないです。このままの間に20年放棄した場合には当然那覇市の所有になるという事はこれは民法上にあきらかになつておりますので、こういう面も早く住民に趣旨を徹底させて市当局が委任代理者となつて正式に那覇市と折衝すべきじゃないかといふ面でもこういう結論になつた訳であります。那覇市の今度の場合も水源開流といふ問題においても、当然宜野湾市に対して或は賃貸借契約或はそこに対しての収用の問題とか、そういう問題の解決して後、そういう面を行えば正当な事務でございますが、今の処自分の職前取得しておつた権利の問題といふ事でございますが、今法務局の見解によりますと、ほとんどこの権利自体がなくなつてゐる現在でありまして、指定の所に権利がなされておる所におきましては、かえつて宜野湾

という問題も問題がある訳であります。これは元程読みあげました法務局の見解でございますが、それは建設局の土木課の波座間という事務官とそれから法務局の法政課の立津という事務官の見解でございます。これは正式に回答するには、そうとうの日目がかかるといふ面では我々が出かけて行きまして、ある程度の法的見解をしてくれといふ面では、これは文書で出す場合には、法務局長名で出すんだがあくまでも、立津事務官の自己の考えだといふ面では解しやくしてくれといふ面では、先の問題のあれがある訳です。回答が得られた訳であります。あくまでも立津事務官の個人の意志としてお考え願いたいと思つております。後で正式に法務局からの正式の回答は来るようになつております。ここで問題にしなればいかんものは、宜野湾市が水道の自己水源をもつとうといふ事も水道条例に設けられております。それに今後あの一帯が都市計画の中で工業用地というような計画も出ておりますし、それが将米都市計画の場合に工業用水といふ面の確保、こういう面も必要じやないかと、更にもう一つは買受権の問題でございますが、これが先の中にありました20年たつた場合には買受権の権利が放棄されるというのと、もう一つは今那覇市が使つてゐる処の送水管自体が全部これは米軍が設置したものでありまして、ほとんど個人有地でございまして、それに対して何らの補償或は使用料の支払もされてないです。このままの間に20年放棄した場合には当然那覇市の所有になるという事はこれは民法上にあきらかなつておりますので、こういう面も早く住民に趣旨を徹底させて市当局が委任代理者となつて正式に那覇市と折衝すべきじやないかといふ面でもこういう結論になつた訳であります。那覇市の今度の場合も水源開発という問題においても、当然宜野湾市に対して或は賃貸借契約或はそこに対しての収用の問題とか、そういう問題の解決して後、そういう施設を行えば正当な事務でございますが、今の処自分の戦前取得しておつた権利の開発という事でございまして、今法務局の見解によりまして、ほとんどのこの権利自体がなくなつてゐる現在でありまして、特定の所に権利がなされておる所におきましては、かえつて宜野湾

市に対してそうとうの水を手元へなければいかと、これは全面収水しておる関係上収用条項に基ずく収用の収用条項通り使用するとしたら、そうとうの水を地元に手元へなければいけないのでありまして、この問題におきましても那覇市の開発という事を考えた場合に伊佐浜一帯までも今度計画しているようでありまして、その面におきましても当局に対して充分な検討をお願いしまして早急にこれに対する委員会を設置いたしまして解決してもらおうように要望しておる訳であります、以上でございます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時24分)

議長～再開いたします。(午後3時25分)

10番～委員会といたしましては、そうとうつ込んだ処まで究明なされまして、このようない見解をなされた事は当を待たぬものと私は思う訳でございます、そこで1、2、3、の三つを質問申し上げますが、那覇市の新街やつた事がございませうか、それともう1件、補償問題がからんで来る訳でございますが、補償につきましては那覇市の見解はどうか、この点をお聞かせ願いたい。

委員長～お答えいたします。この面におきましては宜しき時市当局が那覇市からどういう計画で、どういうようにして今やいつか線路を持っております。その場合に私委員長とそれか事務局長が一諸にまいつたのであります。後で市長も御報告があると思っておりますが、その時の場合にも現在在りつておる所の面も補償の面は考えますと、しかなかも那覇市から水を開発するんだと、余剰の水を開発するんだと、それに対して何かそこに対しては補償を考へていないかと、水に対する補償は、そ

市に対してそうとうの水を与えなければいかんと、これは全面収水しておる關係上収用条項に基ずく収用の収用条項通り使用するとしたら、そうとうの水を地元を与えなければいけないのでありまして、この問題におきましても那覇市の開発という事を考えた場合に伊佐浜一帯までも今度は計画しているようでありまして、その面におきましても当局に対して充分なる検討をお願いしまして早急にこれに対する委員会を設置いたしまして解決してもらふように要望しておる訳であります。以上でございます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時24分)

議長～再開いたします。(午後3時25分)

10番～委員会といたしましては、そうとうつち込んだ処まで究明なされまして、このような見解をなされた事は当を得たものと私は思う訳でございます。そこで1.2.3.一寸質問申し上げますが、那覇との折衝やつた事がございますか、それともう1件、補償問題をからんで来る訳でございますが、補償につきましては那覇市の見解はどういうような考え方を持つておられるか、この点お聞かせ願いたい。

委員長～お答えいたします。この面におきましては宜野湾市当局が那覇市からどういう計画で、どういうようにして今やつているかという面の隣くという面で1回12月2日に懇談会を持つております。その場合に私委員長とそれから事務局長が一語にまいつたのでありますが、後で市長からも御報告があると思っておりますが、その時の場合にも現在使つておる所の面の補償の面は考えますと、しかし宜野湾市から水を開発する問題につきましてはあくまでも余剰の水を開発するんだと、余つた水を我々は取るんだと、それに対して何かそこに対しては補償を考えているかといつたら全然考えてないと、水に対する補償は、そ

れから1つは将来那覇市が現在において●水ききん
という事はよく分るが将来全りゆうに水道事業が那
覇市にいたしまして、軍のこの施設が完成すれば当然那覇市
としては水の不自田がなくなるんだが、その時点におい
ては水源地並びにこの施設を宜野湾市に移管する考えが
あるかどうか、これを質しました処そこにおきましても
那覇市としては今泊じよう水道を持つておるし、それを
生かすためにも水久にそ●水源地域或はその原水の確保
したいと宜野湾市から水をもらいたいということでござ
ざいまして、今の処補償とか水の補償とか或はそういう
面の事は考えておりませんが新らしく設置されると或は
使用される土地においての買い上げとか、そういう問題
は宜野湾市とよく話し合おというような程度のお話し
でございました。一回持つております。以上であります

10番～法務局に問い合わせされた問題につきましては、その問題
法務局の見解といたしましても、宜野湾市の案に基づい
た見解でも、宜野湾市の方が有利に立つておるようござ
いしますが、そういう資料も一応は那覇市に示はさ
れましたですか。

委員長～まだその点については

10番～折衝の段階において一寸ほのめかしたことはないですか

委員長～議会としては一応折衝というのは当局対当局の問題でござ
いまして議会としては、そこまではしておりません。
そのためにもその折衝の場合にはそういう意味は有る
限は那覇市に対しても申しましたが今までの補償は充分
分やると、しかし今後の補償の面においての水に対する
補償は全然考えてないというような事でございます。法
務局に対しても那覇市も2～3点の質疑を出しているよ
うであります。疑義照会を出しているようであります。
以上でございます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時30分)

れから1つは将来那覇市が現在において相当の水ききんという事はよく分るが将来全りゆうに水道開発事業が完成いたしまして、軍のこの施設が完成すれば当然那覇市としては水の不自由がなくなるんだが、その時点においては水源地並びにこの施設を宜野湾市に移管する考えがあるかどうか、これを質しました処そこにおきましても那覇市としては今泊じよう水道を持つておるし、それを生かすためにも永久にその水源地域或はその原水の確保したいと宜野湾市から水をもらいたいということでございまして、今の処補償とか水の補償とか或はそういう面の事は考えておりませんが新しく設置されると或は使用される土地においての買い上げとか、そういう問題は宜野湾市とよく話し合おというような程度のお話しでございまして、一回持つております。以上であります

10番～法務局に問い合わせられた問題につきましては、その問題法務局の見解といたしましても、宜野湾市の法に基づいた見解でも、宜野湾市の方が有利に立つておるようでございますが、そういう資料も一応は那覇市にあん示はされましたですか。

委員長～まだその点については

10番～折衝の段階において一寸ほのめかしたことはないですか

委員長～議会としては一応折衝というのは当局対当局の問題でございまして議会としては、そこまではしておりません。そのためにもその折衝の場合にはそういう意味は有る程度は那覇市に対しても申しましたが今までの補償は充分やると、しかし今後の開発の面においての水に対する補償は全然考えてないというような事でございます。法務局に対しても那覇市も2～3点の質疑を出しているようであります。疑義照会を出しているようであります。以上でございます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時30分)

議長～再聴いたします。(午後3時44分)

4番～市長にお伺いします、従来この問題については議会としては4～5年来ずつと関心をもつて非常に重要視してまいりましたけれども、それに反して当局側は余りにも関心が薄かつたんじゃないかといったような事を非常に残念に思いますが、いつも那覇市から問題を持って来られて始めてあわてるような状態でもいつも受身な立場に立たされて、そして問題が来てからやれ議会と一語になつてこの問題の解決をして行くんだといったような事を従来取つて来たのが実情じゃなかつたかと、こういうふうにご考慮しておりますが、那覇市の意向がはつきりしておられます、どんなに水道公社から豊富なよい水を提供されたにしても、市独自で開発して、そして給水した方が市民のために或は市として、そうとう利じゆんが上るんだといったような観点でやつきになつていくという事ははつきり伺われますので、何時までも今のままで或は又議会が否とするんだという結論を出したにしても何時までもこの問題が今の状態で止出米するという事はあり得ないと思つておりますが、現在の上水道の問題と関連させて今●水源、有給水線或は現に那覇市が取つておる処●水源を開発して自己水源を持つだけの計画或は又市長の基本的な考え方があるかどうか、それについてお伺いします、なおこれをそのままの形で何時までも止出米すると思つているのかどうか、その辺の考え方をお伺いしたいと思つております。

市長～この問題につきましては非常に重要な問題でありまして私も就任してからこれは非常に大きな問題であると考えておる訳であります、又これは早急に解決しなければいけない問題でありまして議会の皆さんともよくタイアアップいたしまして那覇市との折衝を進めて出米だけ早く解決して行きたいと思つております、又所有権の問題につきましては時効になるおそれもありますし、住民に対して相当の損害を与えているというような事になつておりますので、この地元住民に対する補償の問題とか或は所有権の

議 長～再開いたします。(午後3時44分)

4 番～市長にお伺いします。従来この問題については議会としては4～5年米ずつと関心をもつて非常に重要視してまいつた訳であります。それに反して当局側は余りにも関心が薄かつたんじゃないかといつたような事を非常に残念に思いますが、いつも那覇市から問題を持って来られて始めてあわてるような状態でいつも受身な立場に立たされて、そして問題が来てからやれ議会と一語になつてこの問題の解決をして行くんだといつたような事を従来取つて来たのが実情じゃなかつたかと、こういうふうに考えておりますが、那覇市の意向がはつきりしております。どんなに水道公社から豊富なよい水を提供されたにしても、市独自で開発して、そして給水した方が市民のために或は市として、そうとう利じゆんが上るんだといつたような観点でやつきになつていふという事ははつきり伺われますので、何時までも今のままで或は又議会が否とするんだという結論を出したにしても何時までもこの問題が今の状態でそ止出米するという事はあり得ないと私は思つておりますが、現在の上水道の問題と関連させて今の水源、有給水源或は現に那覇市が取つておる処の水源を開発して自己水源を持つだけの計画或は又市長の基本向な考え方があるかどうか、それについてお伺いします。なおこれをそのままの形で何時までもそ止出米と思つているのかどうか、その辺の考え方をお伺いしたいと思つています。

市 長～この問題につきましては非常に重要な問題でありまして私も就任してからこれは非常に大きな問題であると考えておる訳であります。又これは早急に解決しなければいけない問題でありまして議会の皆さんともよくタイアツプいたしまして那覇市との折衝を進めて出米だけ早く解決して行きたいと思つております。又所有権の問題につきましては時効になるおそれもありますし、住民に対して相当の損害を与えているというような事になつておりますので、この地元住民に対する補償の問題とか或は所有権の

64

問題とかについても同時に解決したいと思っております。もう一点今後の計画として市としての自己水源の問題につきましてはまだ検討はしておりません。しかしながら工業用水といったような農業用水といったような隔越につきましては市としても相当の水が必要であると将来これが必要になると考えられますので、これを全部那覇市に取られたんでは後でくいを残すんじゃないかと思っております。出来るだけ早くこれを積極的に進めて行つてこの問題を早急に解決したいと考えております。

4 番～私が考えているのは、今の状態で将来工業用水にどうせ必要だという事は、これは二の答非であつて或は工業用水に使うんだといったにしても、しからば何時の将来或は2～3年先であるのか、或は又近い将来で必要であるのかはすでに目の前にこの問題がじやつ起しております。そして那覇市がすでに色々な手を使つて施設をしておりますが、しからば農業用水としていずれは使うんだと或は又工業用水としていずれは市が使うんだといつてそのままそういう事でも止出来るかどうか、それについて非常に私不安もいいております。そこでもし市長がどうしても工業用水に使うために確保しなくちゃいけないんだという事であれば、その工業用水のために確保するだけの具体的な計画がなければ先して那覇市に対して止出来るかどうか、或は又貴方々が使う場合はこっちも考慮しようとする、その間那覇市が収水しておるからそういう用水だけは使わしてくれといったような事になると話し合いをもつに従つておそらく向うのペースに乗せられる可能性が充分に移向して行くんじゃないかといつたような懸念をいたす関係でそういう市長の基本的な考え方があつたらば早めに具体的な計画、確保するだけの資料を早めに準備計画して当らしめんといかんんじゃないかという事であります。

市長～もち論議する場合には、農業用水、工業用水といったような面は具体的に資料を作つて向こうとの交渉は進めて行きたいと思つております。

問題とかについても同時に解決したいと思っております。もう一点今後の計画として市としての自己水源の問題につきましてはまだ検討はしておりません。しかしながら工業用水といったような農業用水といったような問題につきましては市としても相当の水が必要であると将来これが必要になると考えられますので、これを全部那覇市に取られたんでは後でくいを残すんじゃないかと思っております。出米だけ早くこれを積極的に進めて行つてこの問題を早急に解決したいと考えております。

- 4 番～私が考えているのは、今の状態で将来工業用水にどうせ必要だという事は、これは二の答弁であつて或は工業用水に使うんだといったにしても、しからば何時の将来或は2～3年先であるのか、或は又近い将来で必要であるのか私はすでに目の前にこの問題がじやつ起しております。そして那覇市がすでに色々な手を使つて施設をしておりますが、しからば農業用水としていずれは使うんだと或は又工業用水としていずれは市が使うんだといつてそのままそういう事で果してそ止出来るかどうか。それについて非常に私不安もいいております。そこでもし市長がどうしても工業用水に使うために確保しなくちゃいけないんだという事であれば、その工業用水のために確保するだけの具体的な計画がなければ果して那覇市に対してそ止出来るかどうか、或は又貴方々が使う場合はこつちも考慮しよう、その間那覇市が収水しておるからそういう用水だけは使わしてくれといったような事になると話合いをもつて従つておそらく向うのペースに乗せられる可能性が充分に移向して行くんじゃないかといったような懸念をいたす関係でそういう市長の基本的な考え方があつたらば早めに具体的な計画、確保するだけの資料を早めに準備計画して当らしめんといかんじやないかという事であります。

市長～もち論折衝する場合には、農業用水、工業用水といったような面は具体的に資料を作つて向こうとの折衝を進めて行きたいと思つております。

議長～暫休憩いたします。(午後3時52分)

議長～再開いたします。(午後3時53分)

議長～外に質疑がなければ、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、質疑を打ち切りことにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

10番～本案に対しまして委員会案に賛成いたします。理田といたしましては、あらゆる法的法をひもといて見ましても使用認可におきましてもすでに年限が切れておりますし又当然補償すべきものであるということがはつきり分っておりますのでございます。そこで水源を提供しながら何らかの補償がないということは、これもつて外でございます。因みに我々議員の第1回の研修の場合に山口県の岩国市を見学に行った場合にそのお隣の村に和木村という村がございます。岩国市はその和木村の水源を借用しておる訳でございます。その両市村の関係を申し上げますと水源を使用したために和木村はトン当たり12トンまで無料でもらっている訳です。それから超過トン当たりが1トン当たり1円。ただみだのようないわゆるおん恵を受けておる訳でございます。このような事例もございまいので、我が直野湾市におきましては強力な委員会を作りましてその折衝方を1日も早く解決して頂きますよう御懇請申し上げ本案につきましては賛成いたします。

議長～外にありませんか。なければ討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～暫休憩いたします。(午後3時52分)

議 長～再開いたします。(午後3時53分)

議 長～外に質疑がなければ、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、質疑を打ち切りことにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

10番～本案に対しまして委員会案に賛成いたします。理田といたしましては、あらゆる法的法をひもといて見ましても使用認可におきましてもすでに年限が切れておりますし又当然補償すべきものであるということがはつき分つておるのでございます。そこで水源を提供しながら何らかの補償がないということは、これもつて外でございます因みに我々議員の第1回の研修の場合に山口県の岩国市を見学に行つた場合にそのお隣の村に和木村という村がございまして、岩国市はその和木村の水源を使用しております訳でございます、その両市村の関係を申し上げますと水源を使用したために和木村はトン当たり12トンまで無料でもらつている訳です。それから超過トン当たりが1トン当たり1円。ただみたようないわゆるおん恵を受けておる訳でございます。このような事例もございしますので、我が宜野湾市におきましては強力な委員会を作りましてその折衝方を1日も早く解決して頂きますよう御要望申し上げます。

議 長～外にありませんか。なければ討論を終結したいと思います、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では諮問第3号郡市上水道等水管敷設変更及び当市内からの取水拡張計画についてを表決に付します。

議 長～本案は委員会、台案通り否として回答することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、諮問第3号は委員会案通り否として回答することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時56分)

議 長～再開いたします。(午後4時3分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして本日の会議を終ることにいたします。
なお明日は午前10時より会議を開きます。
(散会午後4時4分)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では諮問第3号那覇市上水道導水管敷設変更及び当市内からの取水拡張計画についてを表決に付します。

議 長～本案は委員会報告案通り否として回答することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、諮問第3号は委員会案通り否として回答することに決定いたします。

議 長～暫休願いたします。(午後3時56分)

議 長～再開いたします。(午後4時3分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして本日の会議を終ることにいたします。
なお明日は午前10時より会議を開きます。
(散会午後4時4分)